平成２９年（フ）第１９号
松江市上乃木９丁目５番15―303号アンビションハイツ、前住所島根県江津市江津町1517番地８
破産者　余村　　昭
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９７１号
広島市西区大宮３丁目３番11号
破産者　株式会社グラヴィスエンジニアリング
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７９号
岡山県高梁市旭町1347番地の３
破産者　株式会社高梁魚市場
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１３２号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷７丁目17番19号　セキガワハイツ2001　105号、破産手続開始時の住所埼玉県川口市大字安行慈林1073番地の12
破産者　山口　淳幸
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４６２号
千葉県鎌ケ谷市道野辺中央１丁目６番18―319号、開始決定時の住民票上の住所千葉県鎌ケ谷市丸山１丁目４番30号
破産者　飯嶋　孝之
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４６３号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目20番25―604号、開始決定時の住民票上の住所千葉県鎌ケ谷市丸山１丁目４番７号
破産者　飯嶋　重隆
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９２６号
東京都江戸川区平井７丁目17番11―117号　ローズハイツ平井、破産手続開始時の住所埼玉県川口市大字赤山309番地　ベルドゥムール川口東　1403号
破産者　小林　悟史
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４１号
大阪府岸和田市荒木町１丁目26番22号、前住所大阪府岸和田市南町９番17―613号
破産者　徳永　和男
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４１０号
大阪府岸和田市南上町１丁目31番28号メゾンウエスト205号室、開始決定時大阪府泉佐野市新安松２丁目５番40号
破産者　和泉谷秀樹
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第７３５号
埼玉県川口市大字安行原2364番地　プルメリア204号
破産者　野村　賢一
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２４４号
愛知県春日井市高山町１丁目５番地６　深谷ハイツ302号、開始決定時の住所愛知県春日井市朝宮町１丁目30番地１　シャトー柏原701号
破産者　漆　　久徳
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１４２号
愛知県海部郡大治町大字東條字砂島59番地　アーバンハイツ　ヤスイ101号、開始決定時の住所愛知県あま市森７丁目３番地４
破産者　藤金こと　山本　鉄弥
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２１３号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字高前125番地１
破産者　東　　清準
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２０号
宮崎市船塚３丁目24番地　ソフィア船塚202号
破産者　鶴久　敬介
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２３３号
鹿児島市伊敷台４丁目29番14―204号、開始決定時の住所宮崎市中村東１丁目１番13号　アムールルッソ502号
破産者　川林　大城
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１５７号
青森県むつ市大畑町兎沢207番地７
破産者　奈良　正美
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係